

肖像権使用同意書

(電子署名用)

この書類は、甲(モデル)が乙(撮影者)に対して、甲の肖像権を撮影された写真素材(動画を含む)を(株)ヘアモデルバンクのサイトで販売することを目的として同意する内容を記載したものです。以下は書類の内容の要点です。

1. 甲は、自身の実名または仮名を冠して、肖像写真(動画を含む)、全身または体の一部、髪の一部が写っている写真、特徴または形状の点で合成または変形された写真を自由に加工または変換し、これをカラーまたは白黒で複写し、HairModelbankの利用規約の範囲内で利用、再利用、出版、再販する権利を乙に許可します。
2. 甲は、当該写真が使用される完成品、製品、広告文案、印刷物、その他の用途において、甲が留保する審査と承認の権利を放棄し、利用者に対して肖像権を行使しないことを同意します。
3. 甲は、写真の撮影時または撮影後の処理過程中、および出版の際に発生または作成される可能性のある、写真のブレ、歪み、変質、視覚的錯覚、および合成写真での使用に対して異議申し立てや請求を行わないことを同意します。また、金銭的対価を求めないことも同意します。
4. 乙による肖像写真の販売、展示、サイトでの掲載の期間は、契約の締結から3年間とし、その後は甲乙双方からの終了の意図表示がなされない場合には、自動的に1年間延長されることを同意します。更新料その他の対価は請求されないことも同意します。また、有効期間中に成立した本画像の使用に対し、使用の差止めや媒体の回収を要求しないことも同意します。また(株)ヘアモデルバンクのサイトから写真を削除する場合は写真ごとに削除手数料がかかります。
5. 過去または今後の撮影において、肖像権同意書の記入漏れがあった場合でも、この書面(掲載ページ閲覧)によって過去の全ての撮影について肖像権使用を同意したことを承諾します。
6. 甲は、本肖像等の使用について、乙に事前の承諾を得ることとします。甲は、乙の事前の承諾なしに、本肖像等を使用することはできません。また、甲が乙の事前の承諾を得た場合であっても、本肖像等の使用については、法令や公序良俗に違反しないように注意し、乙の権利やプライバシーを尊重する必要があります。
7. 甲乙は、本肖像等を公の場・SNSで使用する際には、適切なクレジット(#ヘアモデルバンクなど)表記を行うこととします。クレジット表記の方法や範囲については、(株)ヘアモデルバンクが指定した内容に従ってクレジット表記を行うこととする
8. 甲は、本肖像等を使用することにより生じるいかなる損害やトラブルについても、一切の責任を負うものとします。甲は本肖像等の使用により乙に対して損害を与えた場合その賠償義務を負うものとし、乙が直接的または間接的に被った損害を全額賠償する責任を負います。
9. 甲は、乙に対して、本肖像等を使用するために必要な権利を有していることを保証するものとし、本肖像等の使用により三者の権利を侵害しないことを確認します。また、甲は、本肖像等の使用に関連して乙に対して生じたいかなるクレームや紛争についても、一切の責任を負うものとします。
10. 本契約に定める甲の義務は、甲の組織や業務の性格を考慮し、合理的な範囲内で適用されるものとし、甲は、本契約に定める義務を適切に履行するために必要な措置を講じるものとします。
11. 本契約は、甲と乙の間の本肖像等の使用に関する完全な合意を表し、本契約に定める事項以外については、何らの表明・保証をも含まないものとします。
12. 本契約の有効期間は、乙の承諾を得た日から始まります。本契約は甲又は乙のいずれかの都合により解除されるまで自動更新されます。
13. 甲乙は両者の事前の書面による承諾を得ることなく、本契約を第三者に譲渡または移転することはできません。

14. 本契約の有効期間中、甲は乙の書面による事前の承諾を得ることなく、本肖像等の使用を第三者に許諾することはできません。
15. 乙は、本契約の有効期間中、甲に対して本肖像等の使用に関する合理的な指示を出す権利を有します。甲は、乙の指示に従うものとし、乙が合理的な理由に基づいて本肖像等の使用を制限または中止するよう指示した場合には、速やかに従うものとし、
16. 甲乙は本肖像等の使用に関する法律や規制を遵守する責任を負います。甲は、本肖像等の使用により、乙または第三者に対して損害を与えた場合、一切の責任を負うものとし、
17. 写真が売れた際の販売報酬(通常報酬)の期限は、写真登録した日より3年間とし、3年以降の販売報酬は0%となります。
18. 最初の報酬発生日より2年以上の期間が経過し引き出しが行われなかった販売報酬は全て消滅し、いかなる場合も消滅した報酬の支払いはできません。
19. 本契約の解除後も、甲は乙の承諾を得ることなく、本肖像等を使用することはできません。乙は、本契約の解除後も、甲の本肖像等の使用に関する適法な権利を有するものとし、甲はこれを尊重するものとし、
20. 本契約に定めのない事項や本契約の解釈についての紛争については、甲と乙で誠意をもって協議し解決するものとし、協議により解決しない場合には、日本国の法律に従って解決するものとし、

以上のとおり、甲乙と(株)ヘアモデルバンクは、本契約書の内容を確認し自らの意思に基づいて合意したものとし、本契約を既読・閲覧し、甲が電子署名したことにより、本契約書が完全に成立し有効となることとする。

2023.04.04 改定